

# 熊本市男女共同参画センターはあもにい運営審議会規程

平成 24 年 4 月 1 日

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、熊本市男女共同参画センターはあもにいの管理運営に関する協定書(平成 24 年 2 月 28 日締結)第 1 条第 1 項の規定に基づき、熊本市男女共同参画センターはあもにい管理業務仕様書 II.業務仕様第 4(1)に掲げる熊本市男女共同参画センターはあもにい運営審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

## (審議会の組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者の内から、はあもにい管理運営共同企業体代表(以下「共同企業体代表」という。)が委嘱する。

(1)熊本市男女共同参画センターはあもにい(以下「センター」という。)の利用者

(2)学識経験者

(3)男女共同参画および市民文化に関する活動を行う団体関係者

(4)その他共同企業体代表が特に必要と認める者

## (委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

## (委員の報酬)

第 4 条 委員の報酬は、出席した委員に対し、日額 15,000 円以内とする。

## (審議事項)

第 5 条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1)センターの事業計画に関する事

(2)はあもにいの事業実績に関する事

(3)その他共同企業体代表が必要があると認める事項

2 審議会は、前項に規定する事項のほか、センターの目的に沿った活動に関する事項について、共同企業体代表に必要な助言等を行うものとする。

## (会長および副会長)

第 6 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録の作成および報告)

第8条 共同企業体代表は、審議会を開催したときは、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成し、速やかに会議の結果を市長に報告しなければならない。

- (1) 審議会開催の年月日、時刻
- (2) 審議員総数、出席委員の数及び氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) その他議長において必要と認める事項

(議事録署名委員)

第9条 議事録に署名すべき委員は2人とし、会議の始めに議長が指名する。

(公表)

第10条 共同企業体代表は、審議会を開催したときは、速やかに議事録を公表するものとする。

(事務局)

第11条 審議会の事務局は、はあもにい管理運営共同企業体に置く。

附則

この規程は平成24年4月1日より施行する。

附則(平成31年4月1日改訂)

この規程は平成31年4月1日より施行する。

附則(令和4年7月13日一部条文の追加及び変更、施行)

- (1) 追加 第2条2(3) 市民文化に関する活動を行う団体を追加
- (2) 変更 第4条 報酬の額
- (3) 変更 第8条(3) 重複項目の削除
- (4) 変更 第11条 事務局の設置